

開業後、インボイスではない請求書を交付していましたが、その後、課税期間の初日に遡って登録を受けた場合、どうなるのでしょうか？

事業開始後に行った取引について既にインボイスではない請求書等を交付している場合において、その後、事業を開始した課税期間の初日に遡って登録を受けたときは、**事業開始後の取引について、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じてインボイスの交付義務が生じる**こととなります。

具体的には、次のような方法で対応するなどが考えられます。

- ・ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を伝え、登録通知後にインボイスを交付する。
- ・ 登録通知を受けるまでは登録番号のない請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す。
- ・ 登録通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等と関連性を明らかにした上で、インボイスの記載事項として不足する登録番号を、書面やメールで通知する。